

# 厚生常任委員会

平成25年11月21日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎里川宜志子	○辻 善次	宮崎 和彦
小林 誠	吉野 俊明	伴 吉晴
飯高 昭二		
中西 議長		

## 2. 理事者出席者

副 町 長	池田 善紀	総 務 部 長	乾 善亮
住民生活部長	植村 俊彦	福 祉 課 長	本庄 徳光
同 課 長 補 佐	中原 潤	同 課 長 補 佐	安藤 容子
国保医療課長	寺田 良信	同 課 長 補 佐	田口 昌孝
健康対策課長	西梶 浩司	同 課 長 補 佐	増井つゆ子
環境対策課長	栗本 公生	同 課 長 補 佐	峯川 敏明
住 民 課 長	清水 昭雄	同 課 長 補 佐	鎌田 裕之

## 3. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	大塚 美季
--------	-------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 小林委員、吉野委員

委員長

皆さん、おはようございます。

全員出席されておりますので、ただいまから厚生常任委員会を開催していきたいと思います。

町長のほうが本日公務で欠席というふうに聞いております。ですから、副町長からのご挨拶をお受けしたいと思います。

池田副町長。

副町長

（副町長挨拶）

委員長

それでは最初に、本委員会の会議録署名委員を私のほうから指名させていただきます。署名委員に、小林委員、吉野委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1として、継続審査案件、その1、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題とさせていただきます。

理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策  
課長

それでは、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化に関することにつきましてご説明させていただきます。

今委員会におきましては、先ほど冒頭の副町長のご挨拶にありましたように、去る10月9日に現地調査をいただきましたごみ積替え施設整備工事後の状況と稼動開始までの予定について、そして、衛生処理場焼却棟解体撤去事業についての2点につきましてご説明をさせていただきます。

まず、最終処分場内において整備を進めておりますごみ積替え施設がありますが、本体工事、外構工事ともに、11月6日までに完成をし、

その後、建築審査、消防検査等が終了しております、現在、ダストドラムの試運転、性能検査を行っているところであります。

試運転、性能検査につきましては、実際にごみを投入しての実負荷運転もこれまでに数回にわたり行われておりまして、ダストドラムの性能を確認されているところであります。

なお、施工業者の試運転、性能検査につきましては今月末まで行われ、異常等がなければ引渡し準備に入り、12月6日までは町に竣工届が提出される見込みであります。

その後、町によります竣工検査、試運転等を経まして、来年1月より積替え施設での積替え作業を開始する運びになっております。

町におきましては、今回、整備をいたしましたごみ積替え施設の竣工及び稼動開始にあたりまして、施設見学会、稼動開始セレモニーを行う計画にしております。

まず、ごみ積替え施設見学会の開催であります。

日時につきましては、平成25年12月21日土曜日、午前9時から正午までを施設を開放させていただくこととしております。

施設見学会につきましては広く町民の方に参加を呼びかけることとしておりまして、12月号町広報紙におきまして、ごみ積替え施設完成のお知らせと施設見学会の開催のご案内をさせていただくこととしております。

当日は、各自で会場までお越しいただくことを基本としておりますが、お車を運転されない方など、会場まで行く手段のない方につきましては、午前9時から10時までの間、役場正面玄関前までお越しをいただければ送迎をさせていただくこととしており、多くの町民の方にごみ積替え施設をご見学いただき、ごみ処理や積替え作業について理解と認識を深めていただければと考えているところであります。

なお、当日は、施設内の随所に職員あるいは工事関係者が待機をいたしまして、設備のご説明や質疑等に対応をさせていただくこととしております。

次に、稼動開始にあたりましてのセレモニーの開催であります。

ごみ積替え施設での積替え作業につきましては、年明け、平成26年1月14日火曜日から稼動する予定にしており、その稼動開始を記念をいたしまして、稼動開始初日、1月14日火曜日の午前9時20分からセレモニーの開催を計画をしております。

セレモニーの内容につきましては、町長のほか、議長、地元自治会長にもお願いをいたしまして、施設オープンを記念いたしましてのテープカットに始まり、町長よりご臨席をいただきました皆さまにご挨拶をいたしました後、可燃ごみをピットに投入し、町長によりますダストドラム稼動の操作を行います。

その後、ダストドラムからごみ運搬車に積み替えられる様子をご覧いただきまして、そして、ごみ積替え施設から搬出される第1便のごみ運搬車を見送り、今後のごみ積替え施設の円滑な運営を祈念しようというもので、時間にいたしまして1時間弱のセレモニーを予定をしているところであります。

なお、12月21日開催のごみ積替え施設見学会、1月14日に開催の稼動開始セレモニーにつきましては、議員の皆さまにも改めましてご案内をさせていただきますので、ぜひご臨席いただきますようよろしくお願いをいたします。

次に、本年度予算計上いたしまして、3か年の継続事業によりまして執行する予定の衛生処理場焼却棟解体撤去事業であります。

去る11月12日に制限付一般競争入札を実施いたしまして、解体撤去の施工業者を決定する予定で進めておりましたが、入札参加を表明しておりました3社全てから辞退の申し出があり、入札を取りやめたところであります。

辞退した理由といたしましては、災害復興工事関係によりまして、資材費や機材費、あるいは人件費、さらにダイオキシン類関係を含めた処分費等々が高騰していることが影響し、事前公表を行った予定価格と見積額が合わないということでありました。

町といたしましては、今回の辞退の理由を踏まえまして、設計金額の精査を行いまして、再入札を実施したいと考えておりますが、現時点で、

辞退の理由を考えますと、現予算での対応は難しく、増額補正のお願いをさせていただく必要があると考えております。

しかしながら、12月議会での補正予算の上程は日程的に難しく、また、3月議会に上程し、仮に議決をいただけても、入札の実施は平成26年4月以降となり、平成25年度内は事業が進捗しないこととなります。

このようなことから、今回、平成25年度に計上いたしました継続費であります衛生処理場焼却棟解体撤去事業につきましては、全額、減額する補正予算をさせていただき、平成26年度当初予算におきまして、年割額を含めまして、改めまして予算計上をさせていただきたく考えているところであります。

委員の皆さまには、ご理解いただきますようよろしく申しあげまして、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご説明とさせていただきます。以上です。

委員長 はい、ご苦労さまでした。

ただいま報告がございましたので、委員皆さまのほうで何か質問があればお受けいたします。 飯高委員。

飯高委員 今、積替え施設のことでいろいろとご説明いただきまして、ダストの試運転が数回チェックされ、性能検査もしているということで、いよいよ来年の1月14日から稼働開始ということですが、これから将来においてずっと使われていくわけですが、機械のことですから、いろいろと故障の問題等が出てくるかなとは思いますが。そのためにはやはり体制をとっておく必要がありますので、そういった故障の場合の体制をどういうふうに考えられているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

環境対策課長 ダストドラムの設備自体は単純な構造になっておりまして、よほどのことがない限り故障はしないというふうにメーカーから聞いております。

けども、年数回保守点検をさせていただきまして、まずは故障のないように努めたいというふうに考えています。

また、万一故障が起こった場合、現在、仮で積替え作業を行っていません仮設の積替え作業場につきましては、引き続き設置をさせていただくこととしておりまして、ダストドラムに何かがありましたら、その今現在積み替えています仮設の積替え作業場で積替えを行う計画にしております。

飯高委員 わかりました。

それと、やはり14日から始めるということで、まあ初めてなので、この辺はメーカーさんに一時期は付いていただいて、運転の状況とかそういう、まあ初めてなので、期間はわかりませんが、付いていただいてですね、これからスムーズに行くような格好でメーカーさんにもそういう意向を伝えておいたらどうかと思いますけど、いかがでしょうか。

環境対策 当然、12月6日に竣工いたしましたから1か月少し期間があります。課長 その間につきましては、メーカーに来ていただいて職員が引き継ぐというスケジュールにしております。

また、実際、1月14日、稼働開始いたしました際にも、当然メーカーのほうは立会いをしていただく予定にしております。その後につきましても定期的に立ち会っていただき、状況をしばらくの間は確認をいただきたいというふうに考えております。

委員長 よろしいですか。

ほかに委員皆さんのほうで何か質疑やご意見がございましたらお受けいたします。 伴委員。

伴委員 今説明のあった、衛生処理場の解体工事の辞退があって、来年度やり直すというような説明を聞いたんですが、このあたり。ということは3

年間の計画やったと。ということは、1年後ろへずれると、私、認識、今、しているんですけど、その場合、地元との話とか、そのあたりはどのようになったでしょうか。

環境対策  
課長

まず、今回の入札取りやめで、解体される時期でございます。今回のまずスケジュールを説明させていただきますと、11月12日に業者を決定した後、12月議会におきまして工事請負契約の締結につきまして議決をいただいた後に、直ちに労働安全衛生法や大気汚染防止法、あるいは建設リサイクル法などの関係法令に基づく申請、届出手続きの準備に入りまして、それらの手続きが終了した平成26年4月から5月頃、本格的に解体に着手をする予定でありましたけれども、今回の入札の取りやめによりましてその時期がずれ、当初では解体の完了が平成27年7月末を予定しておりましたけれども、そのままのスケジュールが遅れるということで、今のところ平成28年の3月末まで工事がずれるだろうというふうに予測をしております。

住民の方への周知でございますけれども、衛生処理場周辺の住民の方々につきましては、衛生処理場を廃止する際、いずれ衛生処理場は解体する計画であるというご説明まではしておりますけれども、今日まで具体的な時期については申しあげておりません。今回につきましても、入札によりまして業者が決定し、そして具体的な解体のスケジュールが確定してから住民の皆さまに解体撤去の実施及びその日程等を周知する考えでございましたので、今のところ住民の方はいつ解体が始まるのかという具体的な日程までお知りにならないというのが現状であります。

しかしながら、廃止の際にも早期に解体を望む住民さんもおられましたので、今回の経緯であるとか今後の計画につきましては、周辺の自治会の自治会長様にご報告をしてまいりたいというふうに今は思っております。

伴委員

その辺、細かい日程を説明、住民のほうにしてなかったんで、逆にそれで言い直すことがせずにすんでいる状況やというような格好ですけ

ど、なんしかまあ今回はこれを機にやっぱり情報提供はしていった  
だかないと、やはりこれ、解体工事となってくると、いろいろ生活面に  
影響が出るやと思いますので、その辺ひとつそうしていただくようにお  
願い、要望で結構です。

委員長           ほかにご意見。   飯高委員。

飯高委員       焼却棟の解体なんですけど、今回、資材の高騰等によって、まあ再入  
札で増額補正ということ言われていますけども、これは単にそういつ  
た金額についての高騰に対しての増額になるのか、それともやはり設計  
書の内容を一部変えるとかそういうことはないのでしょうか。

環境対策  
課長           現在考えておりますのは、設計金額の見直しをさせていただくという  
ことで、仕様書等々については見直す計画はございません。

委員長           それで設計書をそのまま、同じ設計書のままで再入札ってでけへんの  
違うかったかな。できるん、それ。  
池田副町長。

副町長       今の場合は解体工事ですんで、金額、それぞれの単価を、例えば人件  
費を変えること、これもう自体が設計見直しになりますんで。今、栗本  
課長が言うたのは、図面の見直しはしませんよと、単価の見直しはしま  
すよと。単価の見直しも設計の見直しになってきますんで、それで。そ  
ういう扱いになります。

委員長           ほかに委員皆さんのほうで何か質疑・意見ございませんでしょうか。  
よろしいでしょうか。

(   な   し   )

委員長

ちょっと1点だけ私確認させていただきたいんですけども。

12月21日、施設見学会。これはもうやっていただく。皆さんにできるだけ関心を持っていただいて見ていただくということはいいことですし。

それで、自分で車に乗れない方については役場から送迎もしますということをおっしゃっていただいていたんで、ちょっと安心はしてはいたんですが、かといって、それぞれの町民さんが、こちらが思う以上にたくさんの方がもし車で行かれたときに、車を置くスペースっていうんですか、向こうで。絶対、行くとなったら車で行かれると思います。場所が場所なんでね。そのときのスペースの確保っていうものについて、どの程度まで考えておられるのかちょっと確認をしておきたいなというふうに思うんですけど。

栗本環境対策課長。

環境対策  
課長

見学会の当日は土曜日で、施設内の作業は一切しておりません。そういった関係から、数十台は十分駐車ができるだろうというふうに見込んでおります。その辺の誘導につきましては、職員を動員して事故のないように努めていきたいというふうに考えております。

委員長

この時間帯の中で随時ということですので、本当に出入りがもしも、万が一多い時間帯なんかが出たときに、十分気をつけていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

ほかに委員さんのほうで。よろしいございますか。特にもうよろしいですか。

( な し )

委員長

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

本件につきましては、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、2番目として挙げさせていただいております、12月定例会の提出予定議案について、あらかじめ説明を受けることといたします。

まず、その1、斑鳩町子ども・子育て会議設置条例について、理事者の説明を求めます。本庄福祉課長。

福祉課長 それでは、12月定例会提出予定議案、斑鳩町子ども・子育て会議設置条例につきましてご説明申しあげます。

本条例は、平成24年8月に成立いたしました子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づきまして、子ども・子育て支援の施策に関する事項を審議するため、斑鳩町子ども・子育て会議を設置することにつきまして必要な事項を定めるものでございます。

それでは、資料1、条例案の2枚目、要旨をご覧くださいませでしょうか。

主な制定内容でございます。

初めに、設置、第1条関係でございます。斑鳩町子ども・子育て会議を設置することについて定めるものでございます。

次に、(2)番、所掌事務、第2条関係でございます。斑鳩町子ども・子育て会議の所掌事務について定めるものでございます。1つ目といたしまして、法第77条第1項各号に規定する事項、2つ目といたしまして、その他、町子ども・子育て支援施策に関し、町長が必要と認める事項とするものでございます。

1つ目の所掌事務、法第77条第1項各号に規定する事項でございますが、市町村長の諮問に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に関する事項等について調査及び審議すること、また、市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査及び審議することとなっております。

平成26年度では、(仮称)斑鳩町子ども・子育て支援計画の策定を本会議において進めてまいりたい、このように考えております。

次に、(3)番、組織、第3条関係及び(4)番、任期、第4条関係でございます。委員数及び委員の構成、また、委員の任期について定め

るものでございます。

子ども・子育て会議における実効性のある審議あるいは円滑な運営を確保するため、委員数は10人以内、委員の構成は、子どもの保護者の方を初め、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者、また、その他町長が必要と認める者としております。また、委員の任期につきましては2年とするものでございます。

次に、(5)番、会長、第5条関係では、子ども・子育て会議の会長につきまして定めるものでございます。会長の選任方法は委員の互選としております。

次に、(6)番、会議、第6条関係につきましては、会議の招集や会議の成立・決議について、また、議長が必要と認めた場合には委員以外の方からのご意見を聴くことができることについて定めるものでございます。

次に、(7)番、庶務、第7条関係でございます。会議の庶務を住民生活部福祉課が所掌することについて定めるものでございます。

次に、施行期日等でございますが、本条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

最後に、斑鳩町次世代育成支援地域協議会につきまして、その所掌事務が子ども・子育て会議と重複いたしますことから、斑鳩町次世代育成支援地域協議会設置条例につきましては廃止することとしているものでございます。

なお、本条例によります子ども・子育て会議の設置及び次世代育成支援地域協議会の廃止に伴う特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例における委員報酬等に関する規定の改正におきましては、12月議会に本条例と同時に上程をさせていただき予定としております。総務常任委員会にはご説明をさせていただいたところでありますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、12月定例会の提出予定議案、斑鳩町子ども・子育て会議設置条例につきましてのご説明とさせていただきます。

よろしくお願ひ申しあげます。

委員長

はい、ご苦勞さまでした。

ただいま説明がございました。何か委員皆さまのほうでお尋ねになりたいことなどがございましたらお受けいたしますが、いかがでしょうか。  
飯高委員。

飯高委員

今年4月からは国においてこの会議が設置されているわけです。地方版の子ども・子育て支援会議になろうかと思ひます。今回こういう形で会議の設置ということで、事業計画についてここには挙げられているんですけども、何年ぐらいが事業計画になるのかと、やはりそれと委員の構成ですね。当然子ども・子育てですから、若いお母さん方を対象に保護者とか書いてありますけども、男女の割合がどういう形になるのかな。特に子ども・子育てですから、当然現場での子育てを十分経験した人、当然学識経験者もそれでありまして、要するにこの会議の中において、そういった子育てに関する視点を十分持った人がやっぱり必要かなと思ひます。

その点について2点、期間と、子育ての構成についてをお伺ひしたいと思ひます。

福祉課長

まず、1点目のご質問でございます、子ども・子育て支援計画でございますが、平成27年度から5年間の計画で策定する予定としております。

なお、次の、2つ目の委員さんの構成でございますけども、まず、今現在考えておりますのが、まず、子どもの保護者の方ということで、保育園の保護者会、町PTA、あるいは公募委員の方等々を現在想定しておるところでございます。

2つ目の子ども・子育て支援に関する事業に従事する者といひましたら、町内の私立幼稚園の方等を委員としてお伺ひしたいというふうに考えております。

3つ目の子ども・子育て支援に関し学識経験のある者といたしましては、大学教授等、その他町長が必要と認める者といたしましては、民生児童委員、町医師会、あるいは子育てサポートクラブなどを現在想定しておるところでございます。

飯高委員 事業期間が5年ということで、限られた期間の中において将来のどうか、子育ての計画を立てられるということで、しっかりとお願いしたいと思います。

また、委員の構成については、やはり当然町がそういった方を対象にということなんで、やはり子育てのニーズを反映できる、また、そういった本当に認識のある方に同意をお願いしたいと思います。これは要望ですけども。

以上です。

委員長 ほかに委員皆さんのほうで。 伴委員。

伴委員 今までのこの斑鳩町次世代育成支援地域協議会が、これ廃止になると。それでこれに、子ども・子育て会議になるという今説明でしてんけど、これ、今までのやってこられた、成果っていいですか、同じ重複するという表現ですねんけど、まあ言えば今までやってこられたことと重複するんやけど、今までのこのやってこられたものが全くこれに重複して、まあ言えば話をされていくのか。ちょっと僕、ようわかりませんねん。この廃止になってこれになると。だからもう一定これは成果がもうある程度出て新しいほうに替わっていくのか、ちょっとその辺、説明お願いできますか。

福祉課長 まず、斑鳩町次世代育成支援地域協議会の廃止に関してでございますけども、今回の子ども・子育て会議の所掌事務といたしまして、子ども・子育て支援法、法第77条第1項各号に規定する事項と、このようになっておるんですけども、その中におきまして、当該市町村における子ども

も・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況、こちらを調査審議することというふうに法律に規定されておるところでございます。

このようなことから、斑鳩町の次世代育成支援後期行動計画、こちらのほうにつきましては平成26年度までの5か年計画となっております、この法に基づきましてこの次世代育成支援計画の後期行動計画の進捗の審議、管理につきましては、子ども・子育て会議のほうでやっていただくと、引き続きやっていただくということで考えておるところでございます。

それと、次世代育成支援計画、こちらの廃止についてでございますけれども、こちらにつきましては、まず、法におきまして、次世代育成支援対策基本法、こちらにおきまして、これまで策定するものとするというふうな規定から、策定することができるというふうに改正されたところでございます。一方、平成26年度に策定予定、27年度からの計画期間として策定予定の子ども・子育て支援計画につきましては、子ども・子育て支援法により、必ず策定することとなっております、計画の内容、町といたしましては重複する部分、いわゆる子ども・子育て支援に関する事項としては重複する部分が非常に多いというところから、子ども・子育て支援計画に一本化してまいりたいということでございます。

なお、次世代育成支援計画につきましては、協議会等々におきましてご意見、ご審議いただいております、町といたしましては一定の成果があるものと、あったものというふうに考えておるところでございます。

伴委員

重複して、まあ言うたらよく似ているというふうな。それで法律も変わって、まあ言えばしなければならぬができるになり、こっちはしなければならぬになったというのはわかりました。

それなら1つだけ確認させてもらいます。先ほど同僚の委員が質問されていた、結局、この委員の構成ですな。このあたりは、今までのやってこられたこの次世代育成支援地域協議会と同じようなメンバー構成、委員の構成と考えさせてもらっていいわけですか。

委員長 植村住民生活部長。

住民生活 これまでの次世代育成に関します委員につきましては、行政の代表にも入っていただいております。例えば、いわゆる児童相談所、あるいは福祉事務所、保健所、それから校舎長会等、公の職に就いていただいている方にも入っていただいた委員会というふうになっております。

今回、子ども・子育て会議につきましては、広く住民の皆さま、あるいは専門の皆さまから声をいただくというところで、先ほど課長から申しました内容で予定はいたしておりますけれども、これら行政に資する部分につきましては、事務局、あるいはこれから事務局としての役割を果たしていただきます保健センターや教育委員会などから意見をいただく中で、これら公の職の方の意見を私どものほうから取りまとめをして、それを委員の皆さまに提示をしていただくという方向で議論を進めたいというふうに考えておりますので、このあたりが委員構成につきましては従来と変わってくるということになります。

委員長 よろしいですか。  
辻委員。

辻委員 委員の構成の中に子どもの保護者というのがありますけれども、任期2年ということで、保護者会は多分任期1年やと思いますけれども、できたらこれもう、保護者のあれもありますけれども、毎年委員の構成が変わってくるようになってきたら、やっぱり審議の、やっぱりこう引き続いて審議してもらわんなんということもありますので、多くの意見も聞くということで保護者会変わるのもええのかなという気もしますけれども、できたら流れもありますので、できるだけ、まあ保護者会の意向もありますけれども、任期あったら任期の期間だけやっぱり出てもらうというふうなお願いというのか、その辺の対応もちょっと。次のまあ2番もありますけれども、その辺もできるだけしてもらいたいような格好でお願いしたいと思

ます。

委員長 本庄福祉課長。

福祉課長 先ほど、要旨の説明の中でもご報告といいますかご説明させていただきましたけども、本子ども・子育て会議、こちらのほうの実効性のある審議ということで、委員の方には、いわゆる継続的に会議に携わっていただくことにより、貴重なご意見等賜っていきたい、このように考えておりますので、継続して2年任期を務めていただきますようこちらのほうから十分をお願いをして、その形で進めてまいりたい、このように考えております。

委員長 よろしいですか。

そうしましたら、ちょっと私、1点、先ほどから出ていました件で確認をしたいなというふうに思っているんですが。

斑鳩町次世代育成支援地域協議会ですね。私もこの会議を傍聴したりしておりましたし、先ほど言われたように行政機関の方も入っておられ、少しグレードの高い協議会であったように思います。

そしてさらにはですね、次世代育成支援のときの対象となる年齢層について、青少年という形で、まあ18歳、おおむね18歳ぐらいまでの子どもさんを対象にいろいろやっぱり考えていってほしい。若い世代の、大人になりつつある、そういう子どもさんにもきちっとした着眼点を持っていただきたいというようなご意見を以前から私たちは申しあげてきた経緯もございました。

ただ、今回、この子ども・子育て支援の会議の設置状況などを見ていますとね、非常に子どもさんが小さい子どもさんに限定されるのではないかなど。印象がね、そういう印象が私は受けるんですね。ですから、そもそも次世代育成支援で、ある程度若者と呼ばれるような、そういった年代の方までを想定してこういう計画を立ててほしいと私たちは願っていたものがどうなるのか、どう変わるんかという、ちょっと心配があ

るんですね。そこが、いや、変わりませんよと、そういう年代層の方まで考慮するんやということであれば、委員の構成なんかにももう少し配慮すべき点が出てくるのかなと思ったりするんですが、その辺は法や法の解釈をする中でどんなふうになっているのか、ちょっと確認をさせていただきたいというふうに思うんですが。 植村住民生活部長。

住民生活  
部長

今回の子ども・子育ての計画につきましては、基本的にメインとなりますのは、先ほど課長、説明申しあげましたように、法律の77条第1項に規定するものということで、いわゆるこども園、幼稚園や保育所に関する事、それから福祉関係以外では、妊婦の検診、それから乳児の訪問指導、そういうような部分でやはり乳幼児がメインになっているということは間違いございません。

ただ、それだけの計画であれば、次世代育成計画でこれまでいろいろ審議して私どもも進めてきた事業を賄いきれないということで、私どもの、斑鳩町のこの子ども・子育て会議については、もっと幅広くとらまえてやっていこうということで、次世代育成計画の会議を廃止して、子ども・子育て会議のほうへ全部移行しようということで、これまでの次世代育成計画でやってきたことをはずしていこうということではなく、全部含めて新たに会議を設けようということです。

確かに、委員構成につきましては、やはり先ほど申しましたように、どうしてもメインが乳幼児になりますんで、そのあたりの委員構成に若干偏らざるを得ないところはあるとは思いますが、学識経験等の中で青少年に係わるご意見もいただく、あるいは児童相談所も18歳未満までが対象ですから、先ほど申しましたように事務局のほうでそれら行政機関の意見や考えを汲み取っていく中で、十分計画の中には、反映とまでは言えるかどうかわかりませんが、決してそれを切り落としていくということがないよう努めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

委員長

義務教育までは町立の小中学校が主に、まあよそへ行かれている場合

もありますけども、おおかたが、大半が小中学校、斑鳩町立に通っていただいて、その分高校生になると、皆が一気にあっちこっちの高校へ散らばっていくわけなんですね。けれども斑鳩町の子どもさんなんですね。こういう方たちがどういうふうに大人になっていくのか、どういうふうに社会へ巣立っていかはんのか、この辺の時期っていうものも、私は十分重要的問題だということで、次世代育成支援の関係の中では、その点についてもことごとく申しあげてきました。しかも、町立の小中学校行っている子どもさんについてはある程度状況が掴めるけれども、高校へ行かばったら状況がなかなか掴めないという、町としてもね、そういう問題も抱えながら、でも、いかに斑鳩町の子どもさんたちが大きく、うまくそれぞれの個性を生かして巣立って行っていただけるのか、そういう着眼点はやっぱりきちっと持ちながらね、次世代育成支援っていうのはやっていただきたいというのは、私のずっとずっとこれが始まったときからの願いであったものですから、ちょっとそこに引っ掛かりました。

今後、そういう思いを受け継いだ形の子ども・子育て会議となるようにぜひともお願いしておきたいということを申しあげておきます。

ほかに、よろしいございますか。

( な し )

委員長 ほかにないようですので、続きまして、2点目の斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして理事者の説明を求めます。

寺田国保医療課長。

国保医療課長 それでは、12月定例会提出予定議案の斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが資料2をご覧くださいませでしょうか。

最後に添付しております要旨をもって説明にかえさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。それでは、要旨をご覧くださいませでしょうか。

この条例の一部改正は、平成25年度の地方税法の一部を改正する法律が平成25年4月1日に施行されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、金融・証券課税の一体化のため、公社債等の利子及び譲渡損益について、上場株式等の配当及び譲渡損益と同じ税率及び課税方式とする。また、これらの中で損益通算を行うことができるようにするもので、現行の制度では、株式の譲渡損失を預金、また債権の利子所得と損益通算ができないなど、金融商品間の損益通算範囲が制限されておりまして、投資家が多様な金融商品に投資しにくい状況がございました。

次に、施行期日等でございますが、施行期日は、平成29年1月1日から施行し、改正後の条例の規定は平成29年度以後の年度分の国民健康保険税につきまして適用し、平成28年度分までの国民健康保険税につきましては従前の例によります。

改正条文及び新旧対照表の説明につきましては省略をさせていただきます。

以上で、12月定例会提出予定議案の斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

委員長

ご苦労さまです。

ただいま説明が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがございましたらお受けいたします。 伴委員。

伴委員

1点ちょっとお聞きしたいんですが、この施行期日がこれ29年1月1日、この法律は25年4月1日から施行されたことに伴ったものなのに、29年1月1日からというのは、これは法律上、こういうふうな形しか仕方ないんですかな。

国保医療

そのとおりでございます。

課

委員長

ほかに委員皆さんのほうで何かございますでしょうか。特にございませんか。

( な し )

委員長

ないようですので、続きまして、3点目、斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。本庄福祉課長。

福祉課長

それでは、(3)番、斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、資料3によりご説明申しあげます。

恐れ入りますが、末尾の要旨をご覧くださいませでしょうか。

平成25年度の地方税制の改正を内容とする地方税法の一部を改正する法律が平成25年4月1日に施行され、地方税に係る延滞金の利率につきまして、現在の金利状況に合わせて引き下げるよう改正がなされたところでございます。このことに伴いまして、介護保険料に係る延滞金について、その利率を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

その主な改正内容でございますが、地方税に係る延滞金と同様の利率によりまして、現在の金利状況に合わせ、介護保険料に係る延滞金の利率を引き下げるもので、1年間の貸出約定平均金利により、毎年、延滞金の利率を定めるよう改正するものでございます。

参考といたしまして、最近の貸出約定金利でございます1%で試算いたしました、改正前と改正後の延滞金の利率をお示ししております。

本則の延滞金の利率、年14.6%につきましては、今回の改正による特例で年9.3%に、納期限後1か月以内の本則、年7.3%につきましては、改正前の特例による年4.3%が、改正後の特例により年3.0%となるところでございます。

施行日は、平成26年1月1日といたしまして、同日以後の期間に対応する延滞金について適用するものでございます。

以上、斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長

はい、ご苦労さまです。

ただいま説明が終わりましたので、何かお尋ねになりたいことがございましたらお受けいたします。いかがでしょうか。特にございませんかよろしいですか。 辻委員。

辻委員

要旨の中で、改正後の利率は、貸出約定平均金利1%、これ、平均、いつからいつまでの平均。なんかその辺、基準あるの。その辺だけ。

福祉課長

条例におきまして、前年9月までの1年間の各月の平均というふうにさせていただいております、来年1月1日以降でございますれば、おとし、平成24年10月から平成25年、本年9月までの1年間の平均というふうになってまいります。以上です。

委員長

よろしいですか。

ほかに委員皆さんのほうで、よろしいございますでしょうか。

( な し )

委員長

ないようですので、次に進めさせていただきます。

続きまして、4点目、斑鳩町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。 寺田国保医療課長。

国保医療  
課長

それでは、12月定例会提出予定議案の、斑鳩町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料4をご覧くださいませでしょうか。

最後に添付しております要旨をもって説明にかえさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

この改正の内容につきましては、先ほど福祉課長がご説明いたしました介護保険条例の改正と同じ内容でございます。平成25年度の地方税法の一部を改正する法律が平成25年4月に施行されたことに伴いまして、後期高齢者医療保険料に係る延滞金の利率を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、現在の金利状況に合わせまして、後期高齢者医療保険料に係る延滞金の利率を引き下げるというもので、現在、延滞金が14.6%が9.3%に、納期限後1か月以内のものが現在4.3%を3.0%に改定するものでございます。

施行期日につきましては、平成26年1月1日から施行し、同日以後の期間に対応するものについて適用いたします。

改正条文及び新旧対照表の説明につきましては、省略をさせていただきます。

以上で、12月定例会提出予定議案の斑鳩町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

委員長

ご苦労さまです。

ただいま説明が終わりましたので、何かお尋ねになりたいことがございましたらお受けいたしますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ございませんか。

( な し )

委員長

そうしましたら、すみません。委員さんのほうでないようですので、ちょっと確認だけさせていただきたいと思います。

私、少し思い違いをしておりまして、後期高齢者医療というのは、普通の医療保険と同じように、家族的な見方をするというふうに考えておりましたんですが、この間ですね、ちょっと打合せなどの段階のときに、結局は介護保険と同じような取扱いの仕方をしているというふうなこと

が説明を受けましたが、そこでですね、改めまして、この条例の前にですね、この後期高齢者医療に関してちょっと確認をしておきたいんですが。特別徴収と普通徴収の割合、それと、後期高齢者医療というのは滞納が割合少ないというふうには聞いているんですが、意外と普通徴収が多いのかなということで、その割合についてですね、滞納の状況。そしてこのことで影響を受ける、この条例改正で影響を受けるであろう対象者っていうのがあるのかなのか、こういったことについて改めまして、ちょっと後期高齢についてはお尋ねしておきたいというふうに思うんですが。 寺田国保医療課長。

国保医療  
課長

国民健康保険税の課税というのは、当然、世帯主で課税をいたします。ただ、後期高齢者医療保険料につきましては、それぞれ個々に課税をいたしますので、ご主人と奥さん、それぞれ所得があれば当然別々に課税をいたします。そして、特別徴収で年金から天引きというのがございますけれども、ご主人の年金から、後期の場合、奥さんの後期の保険料を引くということはありません。それぞれの年金から特別徴収の場合は引き去りをいたします。

そして、特別徴収と普通徴収の割合でございますけれども、後期高齢者の普通徴収の割合は39%、そして特別徴収の割合が61%となっております、ただ、この普通徴収の39%の中でも大半のだいたい90%近くが口座振替をされておりまして、普通徴収、窓口とか銀行の窓口で納めるという形は10%程度になっております。ですから、後期高齢者の滞納というのは、徴収率がだいたい99%近くございます。

そして、この延滞金の条例の改正によりましてどれぐらいの影響が出るかということについてでございますが、過去3年間の延滞金の徴収の実績を申しあげますと、平成22年度に1人、これが金額で4千円、そして平成23年度では2人、これは6,900円、そして平成24年度では徴収実績はございません。そして平成25年10月末におきまして、徴収実績はございません。

窓口にそういつて納期限内に納められない、どうしても納められないと

ということがありましたら納税相談をいたしまして、分割とかいった形で納めていただいていますので、その方に応じて延滞金を徴収しているという状況でございます。

委員長

わかりました。

担当の常任委員会としましては、そういう制度の関係、中身についても承知をしておきたいというふうに思いますので、今、課長のほうから説明を受けました。

これにかかわってはもう1点、委員皆さまも一緒にいらっしゃるところでもう1つ確認をしたいんですけれども。介護保険についても徴収をされる、特徴で徴収をされると思うんですが、これ、優先順位があるんですよね。介護保険と後期高齢者医療保険と、特別徴収で徴収できる範囲もこれ、何か違いがあるんですよね。これについても、この際ですので、委員皆さまにもよくご理解をしていただくためにも、少しその点についてもあわせて説明を受けておきたいというふうに思うんですが。

寺田国保医療課長。

国保医療  
課長

特別徴収につきましては、介護保険と国民健康保険税、後期高齢者医療保険料ですけど、あわせて年金の2分の1以上のあれがありましたら年金から特別徴収はできないという形になっております。

そして、介護保険のほうは年金優先、徴収するのは優先されます。そしてまた年金の種類によっても優先順位が決まっております、その年金から順番に引いていかなんという形になっておりますので、よろしく願いいたします。

委員長

わかりました。それがゆえに意外にも後期高齢者医療、75歳以上ということになっておりますけれども、普通徴収は39%もあると、存在しているという状況が、よく理解はできたというふうに思います。

寺田国保医療課長。

国保医療課長　もう1つ付け加えさせていただきますけども、全てが年金特徴で強制的にされるかという、そうではなくて、年金特徴をいらん、だめですよ、しないでくださいという方につきましては、窓口で申請手続きをすれば口座振替で引き落とすという形になっております。

委員長　そこも介護保険とは違うところであるということですね。  
まあ、意外にも普通徴収が多いという数字を委員会としても把握をさせていただきました。  
ほかに委員皆さまのほうで、特にございませんでしょうか。

( な し )

委員長　ないようですので、次に進めてまいります。  
5点目といたしまして、平成25年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について、理事者の説明を求めます。  
寺田国保医療課長。

国保医療課長　それでは、12月定例会提出予定議案の(5)の平成25年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)につきましてご説明を申しあげます。

恐れ入りますが、資料5をご覧くださいませでしょうか。

今回の補正予算につきましては、本年度の医療費に要する給付の見込みが当初よりも増加することが見込まれますことから、保険給付費の補正、本年4月1日付けの人事異動に伴います人件費の補正、この補正に伴います一般会計からの繰入金の補正となっております。

補正予算額は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,615万7千円を増額し、総額を歳入歳出それぞれ37億6,950万4千円とするものでございます。

それでは初めに、歳出予算の補正につきましてご説明を申しあげます。

下段の歳出総括表(案)をご覧くださいませでしょうか。

第1款総務費では、本年4月1日付けの人事異動に伴います人件費所要額511万4千円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、第2款保険給付費では、本年度の医療に要する給付の見込みが当初よりも増加することが見込まれますため、一般被保険者療養給付費4,127万1千円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳入予算の補正についてでございます。

上段の歳入総括表（案）をご覧くださいませでしょうか。

初めに、第2款国庫支出金では、一般被保険者療養給付費の増額に伴い、国庫負担金の増といたしまして、療養給付費等負担金1,320万6千円の増額補正を、また、同じく国庫負担金と同様理由によりまして、財政調整交付金371万5千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第5款県支出金では、国庫負担金と同様の理由によりまして、財政調整交付金371万5千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第8款繰入金では、本年4月1日付け人事異動に伴います人件費に係る事務費で、一般会計繰入金511万4千円の減額補正をお願いするものでございます。

最後に、第10款の諸収入では、本補正予算において歳出額が歳入額を上回ったことによって不足する財源を、歳入欠かん補填収入で調整することとしたもので、2,063万5千円の増額補正をお願いするものでございます。

以上で、平成25年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましてのご説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

委員長

はい、ご苦労さまです。

ただいま説明が終わりましたので、何かお尋ねになりたいことがございましたらお受けいたします。いかがでしょうか。 辻委員。

辻委員 今、この補正のときに、まあやむを得ないかなというような気もしますけども、こんだけこの療養給付ということでふえてきていますけども、こないだテレビで見てましたけど、医療費の高騰とか言うてますけど、今後このような推移でしていくと、おそらく歳入欠かん補填収入が、今でも5億になってますけども、これどこまで行きよるのかなというふうな気もしますけども。

24年度はおそらく単年度収支で黒やったと思いますけども、25年度はこれ恐らく単年度収支は赤になるというような感じかな、その辺。

委員長 池田副町長。

副町長 このままいったらどれぐらいいくかでございますけども、今おっしゃいましたように、医療費はどんどん上がっていきます。そうした中で、今のままでしたら、どんどんどんどん赤字ふえていって、今年度見込みで約5億1千万になってまいります。来年度もまたふえていきます。どんどんどんどんふえていって最終的に連結決算で町全体が赤字になると、こういう状況になります。どこかの段階でそれを止める方策を皆さんと協議をさせていただきたいとは。協議をさせていただかないと町全体が連結で赤字になりますんで、どうにもならない状況となってくると考えております。

辻委員 今、副町長言われるように、これが一番心配やと思います。これがなんぼまでが限度かなというような気もしますけども。恐らく今の医療費体制では、例えば単純に言いますと、お医者さんへ行ったら必ず血液検査しなさい、血液検査だけでも何千円かかりますし、なんか医者によっては毎日来なさいというところもあるし、もう予約したら絶対その日に行かんなんという、回数を特に求められるというような傾向にあるようには、のと、やっぱり検査がかなりふえてきている。これはお医者さんからしたら、ちゃんと健康にしたろうという意味もありますけども。このままいったらかなりこう。とって保険料むやみに、やっぱり我々か

である程度がまんしますけども、恐らくもうこれ以上保険料はちょっと望めないかなというような気もしますけども。今後こういうふうなことでどこまで限度かということもありますけども、その辺も十分やっぱりこれから精査しながら、今後の国保財政をお願いしたいと思います。

これはもう要望だけで結構ですけども。

副町長

どこまで限度かと今、言われましたけども、今の状況自体が限度を超えておると思っております。といいますのは、数年前に国保が6億4千万の赤字になりました、実質。そのときに、翌年度で、これではもういけないということで、単年度で9,400万の町単費をつぎ込みました。それ以降、介護保険の赤字分を、毎年2千万程度あります。そうしてますんで。それについては補填、毎年していますけども、ご存知のように後期高齢者ももう毎年2千万、納付するより集めるのが少ないので、やっぱりそれはもらわないと、納める分ぐらいはもらわないと絶対もちません。どこの会計でも一緒なんですわ。そうしていないからこういう状態になっておりますんで、もう今が限度だと考えております。それで、限度だと考えておるから、毎年介護保険料の分については補填させていただいておりますけども、やはりどの市町村でも一緒です。会計に見合う、保険料はやはり値上げして、保険料も値上げさせていただいて、また、その中で町としては今以上に何ができるかというのは議会の皆さんと相談させていただきたいと、そうしないと持たないと考えております。

委員長

この制度そのものがね、介護保険始まるときも心配しておりましたけど、介護保険でずっと累積赤字になっていって、後期高齢者医療も始まったらどうなるやろうな、多分またそんなことの繰り返しかなと思ったら、今、副町長の答弁にもありましたように、結局は同じような形で、毎年集めるより出すほうが、支援金にしたって介護保険のほうの交付金にしても、出すほうが多くなってしまいうということで、なんか本末転倒な形で、保険給付すべき集めたお金の中から、そうやって赤字になって、介護も後期高齢者の分で保険給付金の分まで持ち出さなあかんというよ

うな、それでなくても苦しいのにそういう状況になっているということが、今、まさに辻委員が質問をしていただいた結果、委員会としてもはっきり把握ができたと思います。

ただ、私、あと1つ、この会計で心配していますのはね、今、国保の広域化が言われております。県単一化が図られようとしております。当初、奈良県は広域連合って言うておりましたが、国のほうは都道府県レベルで、都道府県が単位となっているような言い方をしている。そんな中であって、奈良県の当初の計画から、今どうなっていくのかということで、事務レベルでいろいろ協議をしていただいているということは聞いておりますけれども、それは遠い将来ではないんです。ですから、遠い将来ではない時点で、今、副町長が言われましたように、見込みとして今年度5億1千万円の累積ですね、うちの場合は累積赤字です、単年度の赤字ではなくて。これをどういうふうにしていくべきなのか、どういうふうにしようと、この県が単一化されるにあたって町のほうは考えておられるのか。いっぺんにこれを5億も補填するといったら大変な話ですのでね。この辺のところの、今、言える範囲で結構ですが、これについて、県単一化に向けてのこの国保会計についてどんなふうを考えておられるのか、ちょっと、大枠だけでも結構ですがお聞かせいただいております。池田副町長。

副町長

今、国会のほうで社会保障関連の方針は決まりました。そうした中で平成29年度、県単一化言われております。で、県単一化になった時点でこの国保特会が自動的に、以前の老人保健の特会と一緒になくなってまいります。この赤字については一般会計で補填していくと。そうしたときにその一般会計の補填の財源というのはもう財政調整基金しかないと考えております。それ以外は考えられないですんで。そのときに、国のほうとか県がね、恐らく貸してくれないと思います。それはもう市町村の責任ですんで。こんな大きい赤字というのは全国的に少ないですんで。そうした中でそのときにやっぱり財政調整基金を取り崩して財源を埋めていくと、こういうことになってこようかと。

ただ、それを想定して、そうしたら例えば3年計画で埋めていこうかという考えもあろうかと思えますけども、ただ、それをするにしてもやはり国の、県の統一化が本当に29年かというのが決まったときでないと、やっぱり決まらんかってんとなったら、これはまたあれですんで、やはりほかの住民の方、一般財源つぎ込みますんで、その大義名分というのはやっぱりいりますんで、それを見極めながら判断をしていきたいと考えております。

委員長 わかりました。そしたら、それが決定になれば、一度に5億となっても腹をくくって基金からそれを出していかざるを得ないということで。そういうことであれば、より議会の、私たち所管の委員会はもちろんのこと、議会全体、議員皆さまにもご理解をしていただかなければならないということになってこようかと思えます。そのときにはきちっとした説明をしていただきたい、また説明もしていただきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、ほかに委員皆さんの方で。よろしいございますか。

( な し )

委員長 そうしましたら続きまして、6番目、平成25年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、理事者の説明を求めます。

本庄福祉課長。

福祉課長 それでは、平成25年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、資料6によりご説明申し上げます。

今回の予算補正の内容は、給与減額支給措置及び人事異動等による人件費所要額の減額と、それに伴う一般会計からの繰入金の減額でございます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ210万8千円を減額いたしまして、歳入歳出それぞれ20億5,231万1千円とするもので

ございます。

それでは、資料6をご覧くださいませでしょうか。

初めに、第8款繰入金につきまして、職員給与費の繰入れに係る一般会計からの繰入金について、210万8千円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、その下の歳出予算でございます。

第1款総務費で、人件費所要額といたしまして、210万8千円の減額補正をお願いするものでございます。

以上、平成25年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申しあげます。

委員長

はい、ご苦労さまです。

ただいま説明が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがございましたらお受けいたしますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

( な し )

委員長

ないようですので、以上、12月定例会の付議予定議案につきましては、あらかじめ説明を受けたということで終わらせていただきます。

続きまして、3番目に挙げさせていただいております各課報告事項について進めてまいりたいと思ひます。

その1として、平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について、理事者の報告を求めます。本庄福祉課長。

福祉課長

それでは、各課報告事項の（1）番、12月定例会に提出予定の平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）のうち、住民生活部の所管に関するものにつきまして、資料7の補正予算総括表（案）により、私のほうよりご説明申しあげます。

初めに、歳入予算でございます。

第12款分担金及び負担金、民生費負担金の保育園保育料について、

当初の見込みを下回りますことから、99万2千円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、第14款国庫支出金でございます。

民生費国庫負担金におきまして、本町が委託する私立保育園の広域入所委託料が当初の見込みを上回りますことから、保育所運営費負担金について21万2千円の増額補正、障害者の介護給付・訓練等給付費と障害児福祉サービス給付費がそれぞれ当初の見込みを上回りますことから、自立支援給付費負担金について1,693万5千円、障害児施設措置費（給付費等）負担金につきましては、56万8千円の増額補正、また、児童手当交付金につきましては、児童手当の支給対象児童が当初の見込みを下回りますことから、1,097万9千円の減額補正をお願いするものでございます。

民生費国庫補助金では、障害者移動支援業務委託料が当初の見込みを上回りますことから、地域生活支援事業費補助金について、34万8千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第15款県支出金でございます。

まず、民生費県負担金につきましては、民生費国庫負担金と同様の理由によりまして、保育所運営費負担金について10万6千円、自立支援給付費負担金について846万7千円、障害児施設措置費（給付費等）負担金について28万4千円の増額補正をお願いするものでございます。

民生費県補助金では、子ども・子育て支援新制度に係る電算システムの構築に対する補助金といたしまして、安心こども基金特別対策事業費補助金について369万9千円の増額補正、また、地域生活支援事業費補助金につきましては、国庫補助金と同様の理由により、17万4千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第17款寄附金では、ふるさと納税といたしましてご寄附いただきましたことから、福祉費寄附金について170万円の増額補正をお願いするものでございます。この寄附金につきましては、寄附者のご意向に沿いまして福祉基金に積立てをさせていただきますとともに、地域

子育て支援センターの運営に充当をさせていただきたいと考えております。

次に、第20款諸収入では、雑入について、平成24年度の後期高齢者医療療養給付費負担金の精算交付を受けますことから、272万8千円の増額補正をお願いするものでございます。

第21款町債では、可燃ごみ積み替え施設整備事業債につきまして、当初予算で計上した町債のうち、地方交付税措置のない町債につきまして、平成24年度の決算剰余金等をもって財源が確保できますことから、後年度の財政負担の軽減を図るため、4,200万円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳出予算でございます。資料の裏面をご覧くださいませでしょうか。

初めに、第2款総務費でございます。

給与減額支給措置及び人事異動等に伴う影響額として、人件費所要額523万7千円の減額補正をお願いするものでございますが、この中には、住民課の職員に係る人件費が含まれておるところでございます。

次に、第3款民生費でございます。

こちらの人件費所要額の補正につきましては、福祉課及び国保医療課の職員の人件費に関するものでございまして、給与減額支給措置及び人事異動等に伴う影響額として、人件費所要額470万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、社会福祉総務費でございます。

国民健康保険事業への支援につきまして、国民健康保険事業特別会計における人件費所要額の予算補正によりまして、国民健康保険事業繰出金511万4千円の減額補正をお願いするものでございます。

福祉基金の積立てにつきましては、福祉費寄附金にいただきました166万円の積立てをお願いするものでございます。

次に、老人福祉費では、死亡等による養護老人ホーム施設の措置人数の減によりまして、老人福祉施設への入所について631万9千円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、医療対策費では、医療費助成金の決算見込みを見る中で、子ども医療費の助成について250万円、ひとり親家庭等医療費の助成について40万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、障害福祉費でございます。各事業の委託料や給付費が当初の見込みを上回りますことから、障害者の移動支援について72万7千円、障害者介護給付・訓練等給付費の支給について3,387万1千円、障害児福祉サービス給付費の支給について113万6千円のそれぞれ増額補正をお願いするものでございます。

次に、介護保険事業繰出費では、介護保険事業への支援について、介護保険事業特別会計における人件費所要額の予算補正によりまして、介護保険事業繰出金210万8千円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、児童福祉総務費でございます。平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の開始に向けまして、保育の必要性の認定等の情報管理あるいは給付費の審査・支払い、また、交付金の申請・交付等の業務を円滑に実施するため、システム導入費用として997万5千円の増額補正をお願いするものでございます。

なお、この事業に対する県補助金の対象が、平成25年度中に契約を締結した事業に限られますことから、本事業につきましては今年度中に契約を締結いたしまして、平成26年度中にシステムの構築をしていくこととなります。このようなことから、あわせて繰越明許費の予算補正をお願いすることとしておるところでございます。

次に、保育園費では、本町が委託する広域入所に係る委託料について、委託児童数が当初見込みを上回りますことから、保育所の広域入所の充実について285万4千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、児童手当支給事業費でございます。児童手当の支給対象児童が当初見込みを下回りますことから、1,242万円の減額補正をお願いするものでございます。

続いて、第4款衛生費でございます。健康対策課及び環境対策課の職員の人件費所要額に係る予算補正として、736万円の減額補正をお願

いするものでございます。

最後に、繰越明許費でございます。

児童福祉総務費に係る予算補正のところでご説明させていただきましたとおり、子ども・子育て支援システム導入につきまして、次年度においてシステムの構築をしていくこととなりますことから、繰越明許費として繰越額を997万5千円とする繰越明許費に係る予算補正をお願いするものでございます。

以上、平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）（案）のうち、住民生活部の所管に関するものでございますが、先ほどの継続審査の中でご報告等をさせていただきました衛生処理場焼却棟解体撤去工事に係る補正予算につきましては、本日の資料には反映できておりません。しかし、12月定例会の議案といたしまして上程させていただく補正予算書にはその内容を反映させていただくこととなりますので、なにとぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

委員長 今、報告が終わりましたので、委員皆さまのほうで何かお尋ねになりたいことがございましたらお受けいたしますが、いかがでしょうか。

伴委員。

伴委員 歳出のほうの子ども医療費の助成ですねんけど、今回これ、250万円の増額と。非常に子ども医療費の助成が、非常に、やっぱりだいたい横ばいになったらちょっとこうまたこれふえていると。町の考え方として、今後高齢化社会というようなものをどんどん迎える中で、この制度を、中学卒業まで無料ですか、非常に堅持していくのが難しい、やっぱり多少の一部負担というようなものを求めていかざるを得んような状況があるのではないかと思うのですが、そのあたりの考え方、ちょっと教えていただきたいのですが。

委員長 寺田国保医療課長。

国保医療  
課長

子ども医療費の助成につきましては、平成22年度が6,900万、そして平成23年度が9,800万、そして平成24年度が9,600万という推移できております。そして、このうち一般財源の持ち出しが約8千万近くかかっております。当然、今、言われてましたように、斑鳩町の場合、所得制限なしで一部負担金も取っておりません、よその町村を見ますと、所得制限があったり、一部負担金を取っているところも多くございます。当然そういったことも視野に入れて、今後は考えていかなければならないと考えております。

そして、現在、この間ちょっと終わったんですけども、市長会と町村会のほうが、中学3年生まで、子ども、乳幼児医療の助成制度を拡充してほしいという要望がございまして、それぞれ代表市町村が集まりまして勉強会を重ねてきまして、入院につきましては現在就学前までですけども中学3年生まで拡大すると。そして通院につきましては従来どおり就学前までということで結論を出しております。当然、先ほど言いましたように毎年約8千万近くの一般財源を持ち出しておりますので、子ども医療費につきましては、将来その一部負担金等の考えも検討していかなければならないとは考えております。

委員長

よろしいですか。ほかにございませんでしょうか。

( な し )

委員長

そしたらちょっとこの際ですので確認だけさせてください。子ども・子育て支援システムの関係で、25年度中に契約をして、26年度に執行せないかんで繰越明許させてもらうと言われたこの案件なんですけれども、997万5千円必要であるけれども県のほうの補助金というものは369万9千円。ここには大きな差額、627万6千円という大きな差額が出てまいります。この差額につきましては町単独で、この分は町の一般会計のほうで持たなければならぬのか。そういうことであれば、国が法律を変えて制度を変えてきたときに、市町村がまあこれ、持

つ割合としてもかなり厳しい割合ですよね。627万6千円も、全体の6割から7割ぐらいを町が持たないといけないというようなシステムの変更というのは非常に厳しいのではないかな。こういうやり方が続くとそんな小さい市町村はやってられへんなど。これは私いつも、常々申しあげていることなんですけど、これ、627万6千円、残りについてはどういうふうに考えておいたらよろしいでしょうか。完全に町単独で持たなければならないのか、今まで国が言う、国が得意な交付税算入があるとかないとか、そんなこと言っているのか、この辺ちょっと確認だけさせておいてください。 本庄福祉課長。

福祉課長 ただいまのご質問にございました子ども・子育て支援新システムの電算システムの構築費用につきましては、平成24年度の経済危機対応地域活性化予備費において国から県に補助されるというふうになっておりました。平成25年、その算定、県内の市町村における算定でございますけども、基本分、これ、1団体80万円、0歳から5歳の人口での人口割、それと各団体の人口、市町村の人口による人口割、この3つによりまして、当町においては369万9千円ということで、今年の12月、平成24年の12月に既に県のほうからその配分が示されておったところでございます。

しかしながら、平成25年10月以降、電算システムの構築にかかる内容について一定の情報提供が国のほうから示されまして、各市町村とも業者のほうから見積りをとって、おそらく今回、12月で補正予算の上程をされておるところとは思いますが、人口の少ない団体ほど持ち出しが、今、委員長もおっしゃるように持ち出しが大きいという状況でございました。

このようなことから、町といたしましても、県に対しまして再配分の要望等を行ってまいりましたけども、このような中、先般、県のほうからシステムの見積額の調査がございまして、それを受けて追加配分をするという方向で再調整中であるという旨の情報をいただいております。まだ金額については正式なものはきておらないんですけども、追加配分

されるということで、その予定で調整中ということで、県のほうからは情報をいただいております。

委員長

わかりました。追加配分ということでもありますから、当初に言われた配分より多くなるようなことはないやろうというふうには、私は感じるんですが、でも、小さい市町村を苦しめるばかりのこういう国から一方的にこういふにきなさい、ああいうふうにきなさいということで、地方分権という中で、本当に国から方向を示されて言うことを聞かざるを得ない、言うことを聞こうと思ったら自前でもお金もえらいかかると、こういう悪循環になっているような気がして仕方がないので、もらうべきものはきちっと、国の言うとおりに変えるんだからきちっとお金出してくださいというふうなスタンスでもって、やはり町の行政というのは守っていかないと、財政というのはどこもそう裕福なところはないので、その辺はもっともっと行政のほうもどんどん声をあげていって、この金額、こういうふうになっている金額はどうなんだという追求をね、やっぱり今後も忘れずに続けてやっていっていただきたいということをお願いしておきます。まあ、再配分が決まったことだけでも少しは幸いかなというふうには思っておりますが。

ほかに委員皆さんのほうで何かございますか。よろしいございますか。

( な し )

委員長

それでは、続きまして2点目、年末年始のごみ処理業務について、理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策  
課長

それでは、各課報告事項(2)番の年末年始のごみ処理業務につきまして、資料8に基づきましてご報告をさせていただきます。

年末年始につきましては、1年の中で最もごみ排出量が増加する時期でありまして、毎年、収集や持込み受付業務につきまして特別体制で臨んでいるところで、このほど平成25年から26年にかけての年末

年始のごみ処理体制が整いましたので、当委員会にご報告をさせていただきます。

まず、収集体制であります。

今回の年末年始につきましては、曜日の関係で閉庁期間が12月28日土曜日から年明け1月5日日曜日までと例年よりも長くなっておりまして、それに伴い、通常ですと収集から次の収集まで間隔が長く空いてしまうものもございます。そういったことから若干変則的な収集日程となっております。

12月27日金曜日までは、すべてのごみ・資源物収集は、通常どおりであります。

一覧表の上段、可燃ごみにつきましては、通常でありますと、月曜・木曜地区が12月26日木曜日に収集いたしますと、次は、年明け1月6日月曜日。火曜・金曜日地区につきましては12月27日に収集いたしますと、次は、年明け1月7日火曜日ということで、それぞれ10日間、収集の間隔が空いてしまうということで、少しでもこの間隔を短くするために、火曜・金曜日地区は、日曜日ではございますが12月29日に。月曜・木曜日地区につきましては12月30日月曜日にそれぞれ収集をさせていただくこととしております。

また、枝葉・草類につきましても、東地区は12月23日月曜日、西地区は12月24日火曜日に収集した後、次の収集までそれぞれ2週間、間隔が空くこととなりますので、東地区につきましては12月30日月曜日に。西地区につきましては、こちらも日曜日ではございますが、12月29日に収集をさせていただきます。

また、ビン類・缶類、ペットボトルにつきましては、この一覧表には記載をされておりませんが、東地区の場合、通常12月18日水曜日に収集させていただいた後、次の収集が年明け1月15日水曜日と1か月近く収集の間隔が空くこととなりますので、12月29日日曜日に収集をさせていただきますして、各ご家庭での保管期間の短縮に努めることとしております。

なお、26年年始につきましては、1月6日月曜日から全てのごみ・

資源物ともに通常どおりの収集となっております。

次に、年末のごみ持込み受付業務であります。

昨年末、従来の衛生処理場での持込みから役場東側駐車場、三井観光自動車駐車場、生き生きプラザ斑鳩駐車場の3か所での持込み体制と変更いたしました。分散をさせましたことによりまして、これまでのような大きな交通渋滞の発生もなく、持ち込まれる方からもおおむね好評でありましたので、今年年末につきましても昨年と同様、12月29日日曜日、30日月曜日は、役場東側駐車場。31日火曜日につきましては、役場東側駐車場に加えまして、三井観光自動車駐車場、生き生きプラザ斑鳩駐車場の3か所で持込みの受付をさせていただくこととしております。

また、31日につきましては、短時間で多くの方がごみを持ち込まれますので、例年どおり、交通事故の防止、施設への出入りをスムーズに行えるように、各持込み場所には警備員を配置し、誘導することとしております。

持込み受付時間につきましては、12月29日は午前8時30分から午後2時まで。30日は午前8時30分から正午まで。31日につきましては午前8時30分から11時までと、各持込場所付近には住宅もございいますので、ご迷惑をおかけする時間をできるだけ短くするよう配慮しているところであります。

なお、住民の方々への周知であります。12月号町広報紙でお知らせするほか、公共施設やごみ集積場所へのポスターの掲出などを行い、周知の徹底を図ってまいりたいと考えているところであります。

以上で、各課報告事項(2)の年末年始のごみ処理業務につきましてのご報告とさせていただきます。以上です。

委員長

ご苦労さまです。

ただいま報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがございましたらお受けいたしますが、いかがでしょうか。小林委員。

小林委員 住民への周知なんですけれども、各収集場所への紙の貼り出しについてはですね、役場の職員さんが多分やっていただけたと思うんですけれども、最終的にはもしもそれで本来出してはいけないゴミが出てしまったら、やっぱり自治会長やらごみ当番の方にまたご迷惑がかかるかもしれないということであればですね、やっぱりこれ、自治会長に毎月配っている資料の中に、また回覧板でもご理解していただけるように周知できるように、毎月配っているところにプラスこの案内を回覧板で回していただけるような書類を入れていただける、それを各自治会で回すか回さないかはその自治会長の、自治会の判断にはなるんですけれども、そういうこともやっていただけると助かる自治会もあるのではないのかな、周知の仕方によっては助かる自治会もあるのではないのかなというふうにも思いますので、一度担当課のほうで、するかしないかは別として、また検討していただきたいなというふうに要望だけさせていただきます。

委員長 要望でよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長 という要望だそうです。また一度ご検討ください。  
ほかに委員皆さまのほうで、何かございませんでしょうか。

( な し )

委員長 年末年始のごみ、特に年末ですね、非常に多ございます。職員の皆さまにもご苦労かけることかと思えますけれども、体に気をつけていただきまして、町民のために年末の収集につきまして頑張ってやっていただきたいと思いますということをお願いさせていただいておきます。

それでは、そのほかに理事者のほうから何か報告しておくことがございましたら。 西梶健康対策課長。

健康対策課長 健康対策課から、1件ご報告をさせていただきます。

健康対策課長 前回の当委員会で、斑鳩町と畿央大学との包括的な連携協力につきまして、大学と協議を進めさせていただいている旨ご報告をさせていただきましたが、去る11月12日火曜日に、斑鳩町と畿央大学との包括的な連携協力に関する協定を締結いたしましたことをご報告させていただきます。

健康対策課長 今後、斑鳩町と畿央大学相互が、人的・知的資源の交流・活用を図り、健康づくり・子育て支援・教育等の多岐にわたる分野で協力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

委員長 ただいま報告がございましたが、何かお尋ねになりたいことはございますか。よろしいございますか。

委員長 ( な し )

委員長 それでは、ないようですので、以上で各課報告事項については終わらせていただきます。

委員長 続きまして、4番目のその他につきまして、各委員より質疑・ご意見などがございましたらお受けさせていただきます。いかがでしょうか。特にはございませんか。

委員長 ( な し )

委員長 すみません、ないようでしたら1点だけ、私、お尋ねしたいんですが、いきいきの里のお風呂の件なんです、駐車場奥の歩行用の道を広げるということで、補正予算のほうが以前にあがりました。私も寒くなってちょっと利用するようになりまして、先日行ったらまさしく自分自身が下の駐車場に入れられなくて、上の駐車場に回ったんですね。そのときに思ったんですけれども、非常に寒くなってきたら人も多くなるのに、

せっかく補正予算も通っているねんけど、どんなふうになっているんだろうかと、この工事がね。私も次後ろ来てたらバックしていくのは本当にあそこ、中で回られへんしね、バックしようと思ったらあれなんで、住民の要望によってそういうふうにしたいというふうに行政から提案があったときに、私達はもちろん全然問題なしと、オッケーというふうにした補正予算ですのでね、寒くなってきたら利用多いですからね、この辺経過が、道の拡幅についてどうなってるのかなというのがちょっと気になっておりますのでお尋ねしておきたいと思うんですが。

本庄福祉課長。

福祉課長 9月議会におきまして補正予算の議決をいただきましたふれあい交流センターの駐車場通路整備工事についてでございます。議決をいただきました後に、工事にかかる設計、積算等を行いまして、現在、工事の発注に向けて手続きを進めておるところでございます。

なお、11月28日、来週木曜日になるんですけども、入札の開札の予定となっております。業者が決まりましたら工事に入っていただく予定となっておりますので、ご理解のほうよろしくお願い申し上げます。

委員長 寒くなってお客さんが多くなるなら喜ばしいことで、やっぱりより安全にね、使っていただけるということが大切かなと思います。

それとあわせてですね、以前からちょっと上の駐車場が電灯がないんやということをお聞きして、以前からというのかちょっと前からなんですけど、たまたまそういうことを耳にして、私は上の駐車場、ほとんどとめることがなかったので気かつかなかったんですが、先日、今言ったように上へとめて、とめるときは明るかったんですが出てきたら暗かったんで、ああ、と思って、住民さん2、3人からそういうことを聞いてたなと思って、確かに暗いなというのを自分も実感したものですから、その辺のところ、住民さんからの要望っていうのも多分町も聞いておられるのではないかなというふうに思うんですが、この辺のところについてはどうでしょうかね、電灯の関係。やっぱり行ったときは明るいけど

帰りは暗いと、冬なんかそんな状況もありますしね。この辺どうでしょうね。どんなふうを考えていただいているんでしょうか。

本庄福祉課長。

福祉課長　ただいま委員長のほうからおっしゃっていただきました第2駐車場が暗いと、特に日も短くなってまいりますので、暗いというお声につきましては、町のほうにおきましても利用者の方から聞いておるところでございます。今回、第2駐車場への通路の拡幅工事も行います中で、利用者の方々により安全にご利用いただけますよう、今回、外灯の設置につきまして、予算的な関係も含めて調整、事務手続きを進めておるところでございます。そういったことに向けて進めておりますので、ご理解のほうよろしくお願いいたします。

委員長　ちょっとね、写真を撮りに来られてて、日が沈む瞬間を撮りたいとかね、なんか自由な車のとめ方してはったりもしたんですよね。ですから、その駐車場整備っていうのか、駐車場、車置く位置とかのラインなんかもついでにもし引けるようやったら引いといてあげたほうが、写真撮りに来た人もちゃんととめてくれるやろうし、初めてそこへ上がっていった場合、こうとめたらええねんっていうのがわかりやすい。

それと、今の電灯の件にも関しまして、本当にあそこ、お年寄りの方やったらね、危ないですから、車止めしっかりしといてもらわんと。向こう、本当に丘ですよってね、丘みたいになっていますからね、車止めの関係とかね、ちょっと整備のほうする中で、そういう安全確保っていう観点をきちっと持っていただいて、効率よく使っていただけるようにということも、やっぱり利用者の皆さんに喜んでいただける施設ということで。意外にも私もこないだから6時台に行ってもたくさんのお客さんがまだ私より後から入ってきはったんで、あ、遅くでも来られるんだなっていうのをつくづく感じております。やっぱり寒くなると利用していただく方ふえると思いますし、またいろいろ利用者の声を生かしてより良い施設になるようにしていただきたいということをお願いし

ておきます。

ほかに、よろしいございますか。

( な し )

委員長

どうもありがとうございます。

それでは、その他についてもこれをもって終結させていただきます。

以上をもちまして本日の審査案件につきましては全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては正副委員長にご一任  
いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたりまして副町長のご挨拶をお受けいたします。

池田副町長。

副町長

( 副町長挨拶 )

委員長

それでは、これもちまして厚生常任委員会を閉会させていただきます。

皆さん、ご苦労さまでございました。

( 午前10時46分 閉会 )